議案第１８号

高松市教育委員会公告式規則の一部改正について

教育局総務課

議案第１８号

1　例規整備の概要

高松市公告式条例及び高松市公告式規則の一部改正を踏まえ、高松市教育委員会の公告式を見直すため、関係条文を整備するもの。

2　主な内容及び該当条項

	主な内容	該当条項
（１）	教育委員会の公告式を見直すもの	本則関係

3　施行期日等

令和８年４月１日

議案第１８号

４　新旧対照表

高松市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１２月　　日

高松市教育委員会教育長　小　柳　和　代

高松市教育委員会規則第　　号

高松市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

高松市教育委員会公告式規則（昭和２７年高松市教育委員会規則第３号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
高松市教育委員会の公告式については、高松市公告式規則（昭和４１年高松市規則第２８号）の例による。	高松市教育委員会の公告式については、高松市公告式条例の例による。ただし、規則公布の署名は教育長が行うものとする。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

高松市公告式条例及び高松市公告式規則の一部改正を踏まえ、高松市教育委員会の公告式を見直すため、関係条文を整備するものです。

議案第１９号

高松市奨学生等選考委員会委員の委嘱又は任命について

教育局学校教育課

議案第１９号

高松市奨学生等選考委員会委員

次のとおり委嘱又は任命します。

（１）委嘱年月日　令和８年１月１日

（２）任　　期　令和８年１月１日～令和８年３月３１日

（３）委　　員

【委嘱】民生委員　有友　孝雄　高松市民生委員児童委員連盟 民生委員・児童委員
栗林地区民生委員

【任命】中学校長　北堀　宏　高松市立牟礼中学校長

高等学校長　北堀　礼子　高松第一高等学校長

（提案理由）

高松市奨学生等選考委員会条例第４条の規定により委員を委嘱又は任命するものです。

報告事項１

令和７年第６回高松市議会定例会
提出議案に対する意見の申出について

教育局総務課

報告事項１

令和７年第６回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

令和７年第６回高松市議会定例会提出議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、「意見は特にありません」との回答をしたもの。

議題

1. 令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）
2. 令和７年度高松市一般会計補正予算（第６号）
3. 令和７年度高松市一般会計補正予算（第７号）
4. 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令附則第２条の規定による特定乳児等通園支援の時間を定める条例の制定について
5. 高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
6. 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

１．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	教育総務費

≪単位：千円≫

補正前額	補正額	補正後額
3,360	△323	3,037

細々目及び事業概要	金額	財源内訳
子どものシビックプライド醸成事業費 映像配信業務委託料 △323 事業概要：ＰＲ動画放映の時期を変更するため、現年分を減額 （変更前）令和７年１０月から令和８年３月 （変更後）令和８年１月から令和８年７月	△323	一般財源 △323
【債務負担行為】 子どものシビックプライド醸成事業費 映像配信業務委託料 323 限度額：323千円 期　間：令和８年度 事業概要：ＰＲ動画放映の時期変更に伴う債務負担行為の設定 （変更前）令和７年１０月から令和８年３月 （変更後）令和８年１月から令和８年７月	323	一般財源 323

１．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	小・中学校費

≪単位：千円≫

補正前額	補正額	補正後額
5,046,682	55,330	5,102,012

細々目及び事業概要	金額	財源内訳
校舎等整備費 受水槽改修工事（前金払分） 小学校２校（東植田、大野） 中学校１校（木太）	55,330	特定財源 市債 55,200 一般財源 130
【債務負担行為】 校舎等整備費 受水槽改修工事・工事監理（完了払分） 限度額：86,862 期　間：令和８年度	86,862	特定財源 市債 86,800 一般財源 62

（単位：千円）

		R7	R8	合計
小学校		32,639	51,537	84,176
	市債	32,600	51,500	84,100
	一財	39	37	76
中学校		22,691	35,325	58,016
	市債	22,600	35,300	57,900
	一財	91	25	116
合計		55,330	86,862	142,192
	市債	55,200	86,800	142,000
	一財	130	62	192

高松市学校施設長寿命化計画［第１次実施計画（後期）］（Ｒ４年度変更後）　※太字は整備済

	R5	R6	R7	R8	R9
小学校	**鶴尾小**、**下笠居小**、**浅野小**、花園小、**牟礼南小**、東植田小、植田小、屋島東小、大野小				
中学校	**一宮中**、**古高松中**、**国分寺中**、協和中、木太中				

スケジュール

R7	R8	
6月～12月	12月～2月	3月～9月
設計	契約事務	工事期間（工事監理含む）

1．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

≪単位：千円≫

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	小・中学校費

細々目及び事業概要		金額	財源内訳	
【債務負担行為】 遠距離児童等通学費		4,290	特定財源 諸	101
児童送迎委託料 限度額：4,290 期　間：令和８年度（庵治小スクールバス）	4,290		一般財源	4,189
遠距離生徒通学費		1,794	一般財源	1,749
生徒送迎委託料 限度額：1,794 期　間：令和８年度（塩江中スクールタクシー）	1,794			

事業概要	塩江地区及び庵治地区の小・中学校の児童・生徒の送迎に係る運行管理業務委託を行うもの。

2．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

≪単位：千円≫

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	社会教育費

細々目及び事業概要	金額	財源内訳	
【債務負担行為】 コミュニティセンター講座費 限度額：81,755 期　間：令和８年度から令和12年度まで	81,755	一般財源	81,755

事業概要	地域住民の多様化した学習ニーズに応えるため、コミュニティセンター講座を実施し、「地域の特色ある学習活動」を推進するもの。 ［事業主体］コミュニティセンター（全５２館） ［委託先］コミュニティ協議会（全４４団体）

１．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	教育総務費

≪単位：千円≫

細々目及び事業概要	金額	財源内訳
【債務負担行為】 教育ＩＣＴ整備・活用推進費 家庭学習用通信機器回線使用料 限度額：5,769 期　間：令和８年度 ＩＣＴ支援員配置業務委託料 限度額：59,400 期　間：令和８年度	65,169	一般財源 65,169

	家庭学習用通信機器回線使用料	ＩＣＴ支援員配置業務委託料
目的	ＧＩＧＡ端末を使用した家庭学習のため、モバイルＷｉ-Ｆｉルーターを必要とする家庭へ貸し出す。	授業におけるＩＣＴ利活用を促進するため、小中学校で日常的に教員をサポートする。
内容	７５０回線の通信契約	１５名のＩＣＴ支援員の配置
期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日	令和８年４月１日～令和９年３月３１日

１．令和７年度高松市一般会計補正予算（第５号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	小･中学校費

«単位：千円»

補正前額	補正額	補正後額
31,491	7,992,055	8,023,546

【補正前】R8アドバイザリー業務委託　31,491（一財）

細々目及び事業概要	金額	財源内訳
【債務負担行為】 小学校体育館空調設備設置事業費 限度額：4,908,181（補正額）+21,469（補正前） =4,929,650（補正後） 期間：令和８年度から26年度まで 中学校体育館空調設備設置事業費 限度額：3,083,874（補正額）+10,022（補正前） =3,093,896（補正後） 期間：令和８年度から26年度まで	8,023,546	特定財源 国 2,129,299 市債 3,823,900 一般財源 2,070,347

■スケジュール

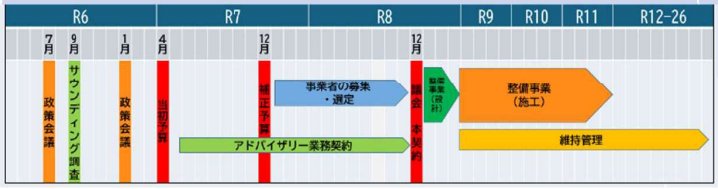

【補正額】

（単位：千円）

		R9	R10	R11	R12	…	R26	合計
工事・監理		2,511,514	2,093,250	1,924,377	0	…	0	6,529,141
	国費	811,573	670,851	646,875	0	…	0	2,129,299
	市債	1,474,800	1,231,800	1,117,300	0	…	0	3,823,900
	一財	225,141	190,599	160,202	0	…	0	575,942
維持管理		116,803	79,183	79,183	79,183	…	79,183	1,462,914
	国費	0	0	0	0	…	0	0
	市債	0	0	0	0	…	0	0
	一財	116,803	79,183	79,183	79,183	…	79,183	1,462,914
合計		2,628,317	2,172,433	2,003,560	79,183	…	79,183	7,992,055
	国費	811,573	670,851	646,875	0	…	0	2,129,299
	市債	1,474,800	1,231,800	1,117,300	0	…	0	3,823,900
	一財	341,944	269,782	239,385	79,183	…	79,183	2,038,856

2．令和７年度高松市一般会計補正予算（第６号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	教育総務費

≪単位：千円≫

細々目及び事業概要		金額	財源内訳	補正前額	補正額	補正後額
学校図書館活性化推進費（学校教育課）		7,755	一般財源 7,755	227,819	7,755	235,574
パートタイム基本報酬	5,728					
パートタイム勤勉手当	923					
パートタイム期末手当	1,104					
特別支援教育推進事業費（学校教育課）		3,692	一般財源 3,692	222,018	3,692	225,710
パートタイム基本報酬	3,692					

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	中学校費

細々目及び事業概要		金額	財源内訳	補正前額	補正額	補正後額
会計年度任用職員報酬等（教育局総務課）		4,528	一般財源 4,528	68,506	4,528	73,034
パートタイム基本報酬	4,528					

3.令和７年度高松市一般会計補正予算（第７号）

報告事項１

主管	会計	科目（款）	科目（項）
教育局	一般会計	教育費	保健体育費

«単位：千円»

細々目及び事業概要		金額	財源内訳	補正前額	補正額	補正後額
学校給食費管理事務費 【財源更正】 市立小･中学校の学校給食費の支援		0	特定財源 国 403,930 財 ▲403,930 一般財源 0	2,316,235	11,224	2,327,459
学校給食費管理事務費 学校給食費相当分の給付	2,457	11,224	特定財源 国 11,224			
学校給食食材費 附属高松小学校の学校給食費の支援	8,767					

【事業内容】
(１)市立小･中学校学校等の給食費の支援（無償化）
(２)弁当を持参している児童生徒の学校給食費相当分の給付
【対象】
高松市立小･中学校及び附属高松小学校に在籍する児童生徒
【期間】
３学期分：第８期～第１０期【１月･２月･３月】

４．子ども･子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令附則第２条の規定による特定乳児等通園支援の時間を定める条例の制定について

報告事項１

１ 例規整備の概要

特定乳児等通園支援の実施に必要となる受入れ体制の整備に一定の時間を要することから、暫定的な措置として特定乳児等通園支援の利用可能な時間を定めるため、制定するもの

２ 主な内容及び該当条項

主な内容		該当条項
（１）１月につき特定乳児等通園支援の利用可能な時間の上限を次のように定めるもの		本則関係
ア	令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間　３時間	
イ	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間　４時間	

３ 施行期日等

令和８年４月１日

５．高松市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

報告事項１

１ 例規整備の概要

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条文を整備するもの

２ 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
（１）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準もこの条例で定めることとするもの	第１条関係
ア （１)に伴い、高松市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の題名を改正するもの	題名
（２）特定乳児等通園支援事業の定義を定めるもの	第２条関係
（３）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、内閣府令で定める｢特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準｣をもって、その基準とするもの	第３条関係

報告事項１

２ 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
（４）特定乳児等通園支援事業を行う者は、非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示及び感染症等の対応マニュアルの策定をしなければならず、非常災害時の連携協力体制の整備及び給食における地産地消の推進に努めなければならないこととするもの	第４条～第７条関係
（５）所要の規定整備をするもの	第５条関係

３ 施行期日等

令和８年４月１日

報告事項１

４ 新旧対照表

議案第　　号

高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年高松市条例第４４号）の一部を次のように改正します。

令和７年１２月　　日提出

高松市長　大　西　秀　人

高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年高松市条例第４４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３４条第２項及び第４６条第２項（法第５４条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下これらを「運営基準」という。）を定めるものとする。 （定義） 第２条　略 （１）・（２）　略 （３）　特定乳児等通園支援事業　法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。 （基準の一般原則） 第３条　運営基準は、次条から第７条までに特別の定めのあるものを除くほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。第２章を除く。）、特定乳児等通園支援事業については特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第９５号）（以下これらを「府令」という。）をもって、その基準とする。府令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。	高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　略 ［新設］ （基準の一般原則） 第３条　運営基準は、次条から第７条までに特別の定めのあるものを除くほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。第２章を除く。以下「府令」という。）をもって、その基準とする。府令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

報告事項１

（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示） 第４条　特定教育・保育施設の設置者並びに特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業を行う者（以下これらを「設置者等」という。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。	（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示） 第４条　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業を行う者（以下「設置者等」という。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。
（非常災害時の連携協力体制の整備） 第５条　設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下これらを「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の施設等相互間の、及び本市その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。	（非常災害時の連携協力体制の整備） 第５条　設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の施設等相互間の及び本市その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。
（感染症等の対応マニュアルの策定） 第７条　設置者等は、当該特定教育・保育施設、当該特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を行う事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、感染症又は食中毒の発生時における具体的な対応マニュアルを策定しなければならない。	（感染症等の対応マニュアルの策定） 第７条　設置者等は、当該特定教育・保育施設又は当該特定地域型保育事業を行う事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、感染症又は食中毒の発生時における具体的な対応マニュアルを策定しなければならない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

6. 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

報告事項１

1 例規整備の概要

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員会勧告に鑑み改定するため、関係条文を整備するもの

2 主な内容及び該当条項

【主な内容】給料表を引上げ改定するもの

【該当条項】別表関係

3 施行期日等

公布の日（令和７年４月１日適用）

ただし、別表の改正規定は令和８年１月１日施行

※令和７年１２月期に期末手当の支給を受けない者等については、令和８年１月１日から適用。

報告事項１

4 新旧対照表

議案第　　号

高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年高松市条例第２８号）の一部を次のように改正します。

令和７年１２月　　日提出

高松市長　大　西　秀　人

高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年高松市条例第２８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（２号会計年度任用職員の給料） 第３条　略 別表（第３条関係） 会計年度任用職員教育職給料表 号給　給料月額	（２号会計年度任用職員の給料） 第３条　２号会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表による。 ２　略 別表（第３条関係） 会計年度任用職員教育職給料表 号給　給料月額

1	212,900　円
2	215,300
3	217,600
4	219,900
5	222,100
6	224,400
7	226,600
8	228,800
9	231,000
10	233,200
11	235,400
12	237,600
13	239,800
14	241,900
15	244,000
16	246,100
17	248,200
18	250,000
19	251,700
20	253,400
21	255,100
22	256,400
23	257,700

1	199,900　円
2	202,200
3	204,500
4	206,700
5	208,900
6	211,200
7	213,400
8	215,600
9	217,800
10	220,000
11	222,200
12	224,400
13	226,600
14	228,700
15	230,800
16	232,900
17	235,000
18	236,800
19	238,500
20	240,200
21	241,900
22	243,200
23	244,500

24	258,900
25	260,100
26	261,200
27	262,300
28	263,400
29	264,600
30	265,700
31	266,800
32	267,800
33	268,900
34	269,900
35	270,900
36	272,000
37	273,200
38	274,100
39	275,100
40	276,200
41	277,400
42	278,500
43	279,600
44	280,700
45	281,600
46	282,400

24	245,800
25	247,000
26	248,100
27	249,200
28	250,300
29	251,500
30	252,800
31	254,000
32	255,200
33	256,300
34	257,500
35	258,700
36	259,900
37	261,100
38	262,300
39	263,500
40	264,700
41	265,900
42	267,000
43	268,100
44	269,200
45	270,200
46	271,000

47	283,200
48	284,000
49	284,600
50	285,400
51	286,100
52	286,800
53	287,600
54	288,400
55	289,000
56	289,700
57	290,400
58	291,200
59	292,000
60	292,600
61	293,200
62	293,900
63	294,600
64	295,100
65	295,800
66	296,500
67	297,100
68	297,700
69	298,400

47	271,800
48	272,600
49	273,300
50	274,100
51	274,800
52	275,500
53	276,300
54	277,100
55	277,900
56	278,600
57	279,300
58	280,100
59	280,900
60	281,600
61	282,200
62	282,900
63	283,600
64	284,200
65	284,900
66	285,600
67	286,300
68	287,000
69	287,700

70	299,100
71	299,700
72	300,400
73	300,900
74	301,500
75	302,200
76	302,700
77	303,300
78	303,900
79	304,500
80	305,100
81	305,600
82	306,100
83	306,700
84	307,300
85	307,700
86	308,100
87	308,600
88	309,100
89	309,500
90	310,000
91	310,400
92	310,900

70	288,500
71	289,200
72	289,900
73	290,400
74	291,100
75	291,800
76	292,400
77	293,000
78	293,700
79	294,300
80	294,900
81	295,500
82	296,100
83	296,700
84	297,300
85	297,800
86	298,300
87	298,800
88	299,300
89	299,700
90	300,300
91	300,800
92	301,300

93	311,200	93	301,600
94	311,700	94	302,100
95	312,200	95	302,600
96	312,600	96	303,000
97	312,900	97	303,400
98	313,300	98	303,900
99	313,700	99	304,400
100	314,100	100	304,800
101	314,500	101	305,200
102	314,800	102	305,600
103	315,100	103	306,000
104	315,400	104	306,300
105	315,600	105	306,500
106	315,900	106	306,800
107	316,200	107	307,100
108	316,400	108	307,300
109	316,600	109	307,500
110	316,800	110	307,700
111	317,100	111	308,000
112	317,400	112	308,300
113	317,600	113	308,500
114	317,800	114	308,700
115	318,000	115	308,900

116	318,300	116	309,200
117	318,600	117	309,500
118	318,800	118	309,700
119	319,100	119	310,000
120	319,400	120	310,300
121	319,600	121	310,500
122	319,800	122	310,700
123	320,000	123	310,900
124	320,300	124	311,200
125	320,600	125	311,500

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。ただし、別表の改正規定（次の第１号又は第２号に該当する会計年度任用職員に係るものを除く。）は、令和８年１月１日から施行する。

（１）　令和７年１２月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員（１号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。）

（２）　令和７年１２月１日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年高松市規則第３６号）第２１条第１項又は第３０条第１項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和４１年高松市規則第８号）第２条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員（１号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。）

（給与の内払）

2　改正後の高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後学校会計年度任用職員給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後学校会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、高松市教育委員会が定める。

（提案理由）

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員会勧告に鑑み改定するため、関係条文を整備するものです。

報告事項２

令和７年第６回高松市議会定例会
答弁要旨について

教育局総務課

１　日程等

日程	質問者		質問項目数
１２月１０日	代表質問	辻　　正彦　議員（自由民主党清新会）	３
１２月１１日	代表質問	中村　秀三　議員（公明党議員会）	９
	質疑	岡田　まなみ　議員　（日本共産党議員団）	３
		五条　陽子　議員　（無所属）	５
１２月１２日	一般質問	藤沢　やよい　議員（日本共産党議員団）	２
		五条　陽子　議員（無所属）	４

報告事項２

日程	質問者		質問項目数
１２月１５日	一般質問	北谷　悌邦　議員（自由民主党清新会）	1
		米田　優　議員（市民フォーラム21）	2
		春田　敬司　議員（公明党議員会）	4
		太田　安由美　議員（無所属）	5
		糸瀬　文史　議員（自由民主党清新会）	1
		山西　朋子　議員（市民フォーラム21）	7
１２月１６日	一般質問	中津　宏信　議員（公明党議員会）	3
		笹原　勝彦　議員（自由民主党清新会）	2
		多田　優子　議員（市民フォーラム21）	2
		松熊　秀樹　議員（自由民主党清新会）	6
		妻鹿　匡登　議員（自由民主党清新会）	2

報告事項３

令和７年度学校訪問の報告について

教育局学校教育課

報告事項３

１　実績報告

（１）校種別訪問校数

教育長：全７０校２分校、教育委員：２３校

（２）月別訪問校数と訪問指導主事等数

指導主事：４３０人、初任・１経指導者：１１５人

のべ５４５人

（３）市長訪問校数

小学校２校（栗林小、弦打小）、中学校１校（古高松中）

報告事項３

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

①生きる力を育む学校教育の充実

【児童生徒主体の授業展開】

道徳教育・人権教育

【なかまづくり】

体力づくり

【外遊びの推奨】

ボランティア活動

【自己決定して参加】

報告事項３

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

①生きる力を育む学校教育の充実

ＧＩＧＡ端末の活用

【自分の考えを表現】

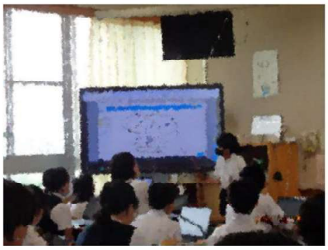

【ペアやグループで交流】

【学習の様子を撮影】

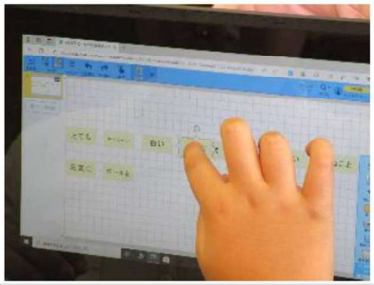

【選択式の問題】

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

①生きる力を育む学校教育の充実

家庭学習の充実

【授業と関連した課題を通した予習・復習や発展学習】

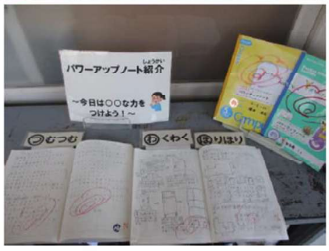

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

①生きる力を育む学校教育の充実【読書活動】

シビックプライドの醸成

【地域での学び】

【児童生徒主体の取組】

【キャリア教育】

報告事項３

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

②安全・安心で魅力ある教育環境の充実

特別支援教育

【特別支援学級における授業】

【防災教育】

【安心・安全への各種表示よる対応】

【校内サポートルームの様子】

報告事項３

２ 本年度の重点に対する各校の現状・取組と課題・指導事項

③家庭・地域とともに育む教育力の向上

地域人材の活用

【地域人材を生かした総合的な学習の時間】

【地域の方の紹介】

【地域の方の見守り活動】

報告事項３

３ 来年度に向けて

高松を愛し　夢と志を持って
一人ひとりが輝く教育

誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育
高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育を目指して

各学校における
学校課題の
解決に向けた取組への
指導・支援のために…

報告事項2　資料

令和７年

第６回高松市議会（定例会）

答　弁　要　旨

１２月議会

高松市教育委員会

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
12月10日	代表質問 **辻　正彦　議員** **（自由民主党清新会）**	22 令和8年度からの学校給食費に対する考えについて	市長	1
		23 部活動の地域展開について		
		(1) グランドデザインについて	教育長	2
		(2)全庁的に取り組む考えについて	市長	2
12月11日	代表質問 **中村　秀三　議員** **（公明党議員会）**	2 平和について (2) 未来の子どもたちに誇れる平和なまちづくりに取り組む考え		
		① 児童生徒が体験的に平和の尊さを学び、地域の戦災史を含めた平和学習を充実させる考え	教育長	3
		9 教育について (1) 子どもの未来を守る教師を取り巻く環境		
		① 国が推進する働き方改革への受止め	教育長	3
		②「時間外在校等時間」の目標に対しての現状	教育長	4
		③ 事務職員の負担軽減に向けた共同学校事務室の活用状況	教育長	4
		④ 教職員の負担軽減につながる、外部人材等を活用する考え、及び教職員の健康確保や休職防止に向けた具体的な支援策	教育長	5
		(2) いじめ・不登校問題への早期対応と相談支援体制の強化		
		① 本市におけるいじめ認知の状況と、「いじめ重大事態」の未認知を防ぐための組織的支援体制	教育長	6
		② 不登校児童生徒数と学習支援や居場所づくりの現状と課題、及び長期化による社会的影響を踏まえKSRの拡充などの支援の在り方	教育長	7
		③ 道徳教育における感情理解の学習や、スクールカウンセラーとの連携強化	教育長	7
		④ AIを活用した相談支援の他市の実証事例を踏まえ、本市での検討状況	教育長	8
	質疑 **岡田　まなみ　議員** **（日本共産党議員団）**	議案第110号 令和7年度高松市一般会計補正予算（第5号）中、小・中学校体育館空調設備設置事業費、債務負担行為79億9,205万5,000円について		
		(1) 設置に当たり市立小・中学校体育館の老朽化対策はきちんとできているのか	局長	9
		(2) PFI―BTO方式で設置する理由	局長	9
		(3) 地元の中小業者へ仕事が回る仕組みを進める考え	局長	9

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
	五条　陽子　議員 （無所属）	議案第110号 令和7年度高松市一般会計補正予算(第5号)中、 小・中学校体育館空調設備設置事業費、債務負担行為 79億9,205万5,000円について		
		(1) 市立小・中学校体育館は避難所としても使用計画がなされているが、停電時対応として自家発電装置の設置は検討しているか	局長	10
		(2) 国の補助金の活用予定はあるか。また、物価高騰による追加経費の見込み	局長	10
		(3) 市立小・中学校体育館の耐震性や老朽化対策	局長	10
		(4) 空調設備を設置した後に、建て替えや学校の統廃合が見込まれる施設はないか	局長	10
		(5)新型コロナウイルス感染症まん延期と同様に、外気との換気機能を備えた空調設備の導入を検討しているか	局長	11
12月12日	一般質問 藤沢　やよい　議員 （日本共産党議員団）	2 学校給食の無償化について		
		(1) 小学校・中学校の給食費無償化を実施した場合の予算はそれぞれどのくらい必要か	局長	12
		(2) 国の動向を踏まえ、本市において来年度から小学校の給食費を無償化する考え	市長	12
	五条　陽子　議員 （無所属）	3 中学校部活動の地域展開について (1) 地域展開のための手続		
		具体的展開の中身が示されず、実施期限だけが間近に迫る中、現場への無責任な丸投げではないかとも思えるが、教育長見解	教育長	13
		(2) 早急に求められる新たな体制づくり		
		① 組織作り、指導者選定、配置計画、地域クラブ指導者の旅費・日当・報酬・コンプライアンス等研修の取扱い、けがや事故、災害時の対応や補償はどのようになるのか	教育長	13
		② 事業推進の責任の所在はどこになるのか	教育長	13
		(3) 中学校部活動の地域展開に向けた支援		
		「年度内に全庁的な組織を立ち上げる」とは、具体的に、どのような体制をとるのか	市長	14
12月15日	一般質問 北谷　悌邦　議員 （自由民主党清新会）	2 スタートアップの育成について		
		(2) 宇宙産業についての出前授業等により、子どもたちが宇宙への関心を高め、地元企業の挑戦について知ることで、シビックプライドの醸成につなげる考え	教育長	15

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
	米田　優　議員 （市民フォーラム21）	4 市役所経営について		
		(1) 小・中学校の教育を充実させることで、「選ばれるまちづくり」を目指す施策についての所感	市長	16
		5 小学生の朝の居場所づくりへの考えについて	教育長	16
	春田　敬司　議員 （公明党議員会）	4 子どもの育ちを支援する学校図書館の更なる充実について		
		(1) 太田南小学校の「図書室の中にある学校」の取組への所感	教育長	17
		(2) 高松市版・学校図書館活用スタンダードを作成する考え	教育長	17
		(3) 学校図書館指導員の専門性を支援する組織的基盤の充実への考え	教育長	18
		(4) 学校図書館指導員の活躍の場を広げる考え	教育長	18
	太田　安由美　議員 （無所属）	1 多文化共生社会について		
		(2) 日本語指導教室の利用状況と専門人材の確保	教育長	19
		(3) 学校現場における多言語支援・母語支援の課題	教育長	19
		(4) 学校に関する情報を日本語を母語としない世帯に届ける工夫	教育長	20
		3 精神障がい者の家族支援について		
		(4) 義務教育の中で心の健康やストレスの対処をどのように学んでいるのか	教育長	20
		(5) 精神障がい者への理解を深めるために、高松第一高等学校ではどのような取組を実施しているのか	教育長	21
	糸瀬　文史　議員 （自由民主党清新会）	1 学校給食アレルギー対応について		
		アレルギー食材による誤食等を防止する考え	教育長	22
	山西　朋子　議員 （市民フォーラム21）	1 子どもたちを守る包括的性教育と「生命（いのち）の安全教育」について		
		(2) 市立小学校における発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」又は性に関する指導の実施状況	教育長	23
		(3) 子どもが「身を守る力」を本当に身に付けているのかの確認	教育長	23
		(5) 包括的性教育に関する保護者の理解促進のため、市立小・中学校においてどのような取組を行っているのか	教育長	24
		2 多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実について		
		(1) 学校生活支援員の増員など、特別な配慮を要する児童生徒に対する支援体制の整備	教育長	24
		(2) 不登校傾向児童生徒に対する校内サポートルーム（KSR）の設置状況と、KSR研究指定校の成果を踏まえた今後の方向性	教育長	25

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
12月16日	一般質問 中津　宏信　議員 （公明党議員会）	3 地域と学校が協働して行う学校運営について		
		(1)「地域に開かれた学校」における来校者への対応をどのように進めているのか	教育長	25
		(2) 保護者からのカスタマーハラスメントへの対応をどのように進めているのか	教育長	26
		2 有機農業とオーガニック給食の推進について		
		(3) 学校給食の献立の中で、有機野菜の作付けの目標となる野菜の品目とロット数を、事前に有機農業者に示す考え	教育長	27
		(4) 自校方式の学校を有機農産物利用促進の「モデル校」とするなど、先行して取り組む考え	教育長	27
		4 自転車利用時の交通安全対策の強化について		
		(3) 自転車安全利用推進モデル校である高松第一高等学校の交通安全対策の状況、また、ヘルメット着用率の現状と今後の取組	教育長	28
	笹原　勝彦　議員 （自由民主党清新会）	2 学校給食について		
		(1) 県産農水産物学校給食利用拡大事業の効果、及び継続して実施する考え	教育長	29
		(2) 子どもたちの給食への関心を高める工夫	教育長	29
	多田　優子　議員 （市民フォーラム21）	1 学校における防災教育について (1) 防災ジュニアリーダーの育成		
		高松第一高等学校において防災意識の高い生徒を「防災ジュニアリーダー」として募り、能登半島地震などの被災地へ派遣し、現地研修を行う事業を創設する考え	教育長	30
		(2) 学校における防災教育の充実		
		災害の語り部派遣を活用することで、学校における防災教育の一層の充実を図る考え	教育長	30
	松熊　秀樹　議員 （自由民主党清新会）	1 教育委員会への危害予告と緊急時の情報伝達体制について		
		(1) 危害予告情報を、どのように学校、保護者に伝達しているか	教育長	31
		(2) 想定外の事案やSNSによる拡散への備えとして、緊急時の情報伝達体制の現状	教育長	31

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
		2 教職員の人事権について		
		(1) 現在の香川県教育委員会との連携の在り方について、課題や改善の余地があるとすれば、それはどのような点か。また、今後の協議や連携強化に向けた展望	教育長	32
		(2) 将来的に教職員の人事権を市が保有する考え	教育長	32
		3 通級指導教室について		
		(1) 通級指導教室の設置校数、利用児童、生徒数の現状とその推移、また、今後の見込みについて、市としてどのように把握しているか	教育長	32
		(2) 今後ますます多様化する支援ニーズに対応していくために、専門教員の育成、通級拠点の拡充、ICT等の活用による遠隔支援なども含めた、体制強化に向けた市の方針	教育長	33
	妻鹿　匡登　議員 （自由民主党清新会）	3 保護者によるカスタマーハラスメントについて		
		(1) 保護者からのカスタマーハラスメントに対する認識と、学校の対応はどのようになっているのか	教育長	34
		(2) 教職員を守る仕組みづくりについて今後どのように検討していくのか	教育長	34

《１２月１０日（水）》

代表質問：辻　正彦　議員（自由民主党清新会）

22 令和8年度からの学校給食費に対する考えについて

◎　大西市長（保健体育課　担当）

物価高騰が長期化する中、学校給食の献立作成に当たりましては、限られた食材費で必要な栄養価を満たすよう、より安価な食材に置き換えるなどの工夫に努めてきたところでございますが、御指摘のとおり、現行の学校給食費の範囲内では、献立作成や食材選定が困難になっている状況でございます。

そのため、今後の学校給食費につきましては、物価高騰を踏まえた適正額に見直す必要があるものと存じており、先般開催されました「高松市学校給食運営委員会」におきましても、委員の皆様から、学校給食の質を維持するために、値上げはやむを得ないとの御意見を頂いたところでございます。

こうした御意見も参考に、本市といたしましては、令和８年度からの学校給食費につきまして、６年度に引き続き、改定を考えており、今後におきましても、成長期の子どもたちに必要な栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

なお、前回の改定時には、保護者の経済的負担が増すことがないよう、増額部分については公費負担としたところでございますが、今後の保護者負担の在り方につきましては、国における小学校の給食費無償化の議論も注視しながら、検討してまいりたいと存じます。

23 部活動の地域展開について

(1) グランドデザインについて

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、部活動の地域展開を進めるに当たり、本年１１月に「高松市地域クラブ活動基本方針」を策定し、基本目標を「つながる、ひろがる、かなえる～みんなで育む新しい地域クラブ活動～」として、令和９年９月から平日・休日ともに地域クラブ活動を開始することとしたところでございます。

御質問にもございますように、これまで部活動は、自主性や連帯感の涵養に資する学びの場として、生徒の成長に大きな役割を果たしてまいりました。

地域クラブ活動においても、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承するとともに、新たな価値を創出することが重要であると存じます。

このため、本市におきましては、生徒のニーズに応じた多種多様な活動や、学校の枠を超えた仲間や、幅広い世代との交流の創出等を通じて、地域の特色をいかした、高松らしい地域クラブ活動となることを目指してまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、今後、地域の皆様の御協力をいただきながら、部活動の地域展開を進めることにより、子どもたちの地域への愛着が深まることを期待するとともに、本市の発展に資する人材の育成につながるものとなるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 全庁的に取り組む考えについて

◎　大西市長（保健体育課　担当）

地域クラブ活動は、既存の部活動にあるスポーツ・文化芸術活動だけでなく、地域の伝統芸能やボランティア活動に関わるなど、多様な活動の創出が期待されているものと存じます。

先月開催した総合教育会議におきましても、部活動の地域展開により、地域コミュニティの活性化や伝統産業の継承等、地域振興にもつなげることができるということなどについて、教育委員の皆様と活発な意見交換を行ったところでございます。

また、この会議において、部活動の地域展開は大きな制度改革であることから、子どもたちの成長とともに、地域全体の活性化につなげるためにも、教育委員会や限られた部署だけでなく、本市全体で取り組む必要性を改めて認識した次第でございます。

今後におきましては、部活動の地域展開が、次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支える、持続可能で魅力あるまちづくりにつながるものとなるよう、今年度中に庁内連絡会を立ち上げ、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

《１２月１１日（木）》

代表質問： 中村　秀三　議員（公明党議員会）

２ 平和について

⑵ 未来の子どもたちに誇れる平和なまちづくりに取り組む考え

① 児童生徒が体験的に平和の尊さを学び、地域の戦災史を含めた平和学習を充実させる考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

地域における戦災史を学ぶことは、児童生徒が自分たちの暮らす地域と戦争との関わりを理解し、平和の尊さをより身近に感じる上で、大変意義深いものと認識いたしております。

市立小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間を中心に、地域に伝わる戦争の話や写真などを題材にして、その歴史や平和の意義についての理解を深める学習を行っております。

また、高松市平和記念館において高松空襲について学ぶ機会や、戦争体験者などの語り部から話を伺う機会を設けている学校もございます。

さらに、高松市戦災犠牲者慰霊堂（六角堂）で開かれる戦争犠牲者追悼式に児童が参加したり、広島平和記念公園に届いた折り鶴の昇華再生活動に、生徒とＰＴＡが合同参加するなど、体験的な平和学習に取り組んでいる学校もございます。

教育委員会といたしましては､今後とも､戦争の歴史を伝える郷土資料や地域人材を活用しながら、児童生徒の発達段階に応じた平和学習に取り組むよう、各学校を指導してまいりたいと存じます。

９ 教育について

⑴ 子どもの未来を守る教師を取り巻く環境

① 国が推進する働き方改革への受止め

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市におきましては、「学校・教師が担う業務に係る３分類」における「基本的には学校以外が担う業務」の負担軽減を図るため、学校給食費の公会計化や就学援助費の保護者への直接振込等、学校現場における会計業務の縮減を行ってきたところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでの取組をいかしつつ、国が示す新たな「学校と教師の業務の３分類」の代表例を参考に、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けて取り組むこととしております。

この計画の策定に当たりましては、文部科学大臣が定める指針の改正にもございますように、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行うという観点も、重要であると受け止めているところでございます。

②「時間外在校等時間」の目標に対しての現状

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市では、「高松市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、１箇月の時間外在校等時間が４５時間、１年間の時間外在校等時間が３６０時間を超えないようにすることを目標に、業務分担の見直しや適正化を図るための環境整備に取り組んでいるところでございます。

昨年度において１箇月の時間外在校等時間が平均４５時間を超えた教職員の割合は、約４１パーセントであり、１年間の時間外在校等時間が３６０時間を超えた教職員の割合は、約７１パーセントとなっております。

教育委員会といたしましては、時間外在校等時間の状況が改善されてきているものの、長時間労働が常態化している教職員が見受けられることから、管理職研修会等において業務改善に向けた指導・助言を行うなど、引き続き、働き方改革を推進してまいりたいと存じます。

③ 事務職員の負担軽減に向けた共同学校事務室の活用状況

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市では、複数校の学校事務を共同で処理するための組織として、令和４年度から、市内６箇所に共同学校事務室を設置しており、室長会や専門チーム会の開催による、事務処理の効率化及び適正化の推進に加え、人材育成等にも取り組むことで、学校事務職員の負担の軽減につながっているものと認識いたしております。

今後とも、共同学校事務室の体制や機能の一層の充実により、事務職員の負担軽減を図ってまいりたいと存じます。

④ 教職員の負担軽減につながる、外部人材等を活用する考え、及び教職員の健康確保や休職防止に向けた具体的な支援策

◎　小柳教育長（学校教育課・保健体育課　担当）

本市では、令和２年度から、高松市スクールロイヤー学校法律相談事業を開始し、学校が法律の専門家からの指導・助言を得ることにより、法令に沿って適切かつ速やかな問題解決に努めているところでございます。

また、市立各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、保護者や児童生徒の教育相談体制の強化に努めております。

さらに、６年度からは、管理職の業務を専門的に支援するための人材として管理職経験者を活用し、学校全体の運営改善を図るなど、より良い教育の実現と教職員の業務負担軽減の両立を目指しているところでございます。

今後におきましても、外部人材等を有効に活用してまいりたいと存じます。

また、教職員の健康確保や休職防止に向けた具体的な支援策についてであります。

本市では、毎年、市立小・中学校の教職員を対象に、健康診断及びストレスチェックを実施しており、実施後は、高ストレス者のうち、希望者に対して、医師による面接指導を実施するとともに、集団分析結果を各学校に通知し、職場環境の改善に役立てるよう努めております。

また、各学校においては、安全衛生委員会等で教職員の健康管理等に関する話し合いの場を毎月１回程度設けるとともに、管理職によるラインケアとして、教職員との面談を年数回行うことで、より良い職場環境を目指しているところでございます。

さらに、長時間労働が継続している教職員につきましては、教育委員会から校長を通じて勤務状況の改善を図るよう指導を行うとともに、校内のサポート体制や業務改善について確認し、助言等を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、教職員が心身の健康を保持し、教育の専門職として教育活動に専念できるよう、今後も職場環境の改善に努めてまいりたいと存じます。

(2) いじめ・不登校問題への早期対応と相談支援体制の強化

① 本市におけるいじめ認知の状況と、「いじめ重大事態」の未認知を防ぐための組織的支援体制

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市の令和６年度のいじめ認知につきましては、全国と同様に、小・中学校ともに前年度より増加しております。

増加の背景には、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、いじめを見逃さないという気運の醸成などがあると考えており、認知したいじめにつきましては、学校が組織的かつ迅速な対応に努めているところでございます。

また、「いじめ重大事態」の未認知を防ぐための組織的支援体制についてであります。

いじめ重大事態の発生及び未認知を防ぐためには、教員がいじめの兆候を察知した際、各学校が設置しているいじめ防止対策組織において速やかに情報共有を行い、組織的な対応を行うことが重要であると存じます。

本市では、本年１０月に、文部科学省から示されたいじめ重大事態に対する平時からの備えについて、各学校の取組状況を改めて確認したところでございます。

さらに、「いじめ防止対策推進法」等への理解を深め、想定される事例の検討を通して、各学校の支援体制の強化・改善につなげられるよう、来年２月には、弁護士を講師に招いて管理職研修会を実施することとしております。

教育委員会といたしましては、いじめを積極的に認知するとともに、学校いじめ防止対策組織が平時から実効的な役割を果たすよう、引き続き学校を指導してまいりたいと存じます。

② 不登校児童生徒数と学習支援や居場所づくりの現状と課題、及び長期化による社会的影響を踏まえKSRの拡充などの支援の在り方

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

本市における令和６年度の不登校児童生徒数は、小学校４５２人、中学校６５２人で、１，０００人当たりの不登校児童生徒数の割合で見ますと、県と同様、中学校は減少傾向、小学校は増加傾向にあります。

これらの不登校児童生徒に対し、教育支援センターに加え、多くの学校で設置が進んでいる校内サポートルーム（ＫＳＲ）での学びの充実、フリースクールなどの民間施設との連携、ＩＣＴ教材の活用など、個々のニーズに応じた支援に努めているところでございます。

課題といたしましては、支援施設の確保や、専門家のアセスメントを基にした個に応じた支援の充実が求められているものと存じます。

また、長期化による社会的影響を踏まえＫＳＲの拡充などの支援の在り方についてであります。
不登校の長期化は、児童生徒本人の社会的自立を妨げ、就労時の不利益や社会的孤立につながるおそれがあると認識いたしております。

本市において、ＫＳＲを校内に設置している学校では、友達や教職員との関わりづくりの中で学習支援や生活支援を行うことができ、保護者の負担なくアクセスできるため、不登校の未然防止や初期対応において、重要な役割を果たしております。

また、本年９月より、教育支援センターを拡充し、小学校低・中学年や、不安症等の課題を抱える長期化のリスクの高い児童生徒への支援を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後、校内サポートルームの設置校の拡充と、人的体制の充実について検討するとともに、フリースクールや地域の居場所との連携を強化し、多様な学びの場や居場所の提供に努めてまいりたいと存じます。

③ 道徳教育における感情理解の学習や、スクールカウンセラーとの連携強化

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

学校における道徳教育の核となる道徳科の授業は、児童生徒が自分自身と向き合いながら、「よりよく生きる」ための豊かな心を育む時間であると存じております。

市立小・中学校においては、読み物教材の登場人物の心情を考えることを通して、状況や立場によって多様な考えがあることに気付き、他者を思いやり、尊重する意欲や態度を養っているところでございます。

また、各学校では、児童生徒のみならず、保護者もスクールカウンセラーに相談できる体制を整えており、悩みや不安を抱える相談者の心の安定を図る上で、大きな役割を果たしていると存じます。

教育委員会といたしましては、道徳教育における感情理解の学習や、スクールカウンセラーとの連携は、様々な課題の未然防止や早期解消に有効な手立てとなっておりますことから、今後とも、更なる充実や連携強化に向けて各学校を指導してまいりたいと存じます。

④ AIを活用した相談支援の他市の実証事例を踏まえ、本市での検討状況

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

御指摘のとおり、ＡＩを活用した相談支援は、児童生徒や保護者の多様なニーズに応える新たな手段として、いくつかの都市で実証研究が行われており、教育現場における課題解決や、教職員の負担軽減等に資する可能性があると存じております。

一方、その導入に当たりましては、個人情報の保護やセキュリティ確保、ＡＩの回答精度や誤情報への対応、教職員や専門家との役割分担など、慎重な検討が必要でございます。

教育委員会といたしましては、その効果や課題を十分に把握するため、まずは他都市の事例を調査・研究してまいりたいと存じます。

質疑： 岡田　まなみ　議員 （日本共産党議員団）

議案第 110 号 令和7年度高松市一般会計補正予算（第5号）中、
小・中学校体育館空調設備設置事業費、債務負担行為 79 億 9,205 万 5,000 円について
（1）設置に当たり市立小・中学校体育館の老朽化対策はきちんとできているのか

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

市立小・中学校の体育館につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、順次外壁改修及び屋根改修等の老朽化対策に取り組んでおります。

また、屋根改修が未施工の体育館につきましては、本事業において、屋根の老朽化対策及び断熱性の確保のため、屋根断熱カバー工法の採用を検討しているところでございます。

（2）PFI―BTO方式で設置する理由

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

「高松市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」に基づき、従来方式とＰＦＩ方式との事業費総額や、事業の期間を比較し、優位性が確認できたため、ＰＦＩ方式にて整備することとしたものでございます。

（3）地元の中小業者へ仕事が回る仕組みを進める考え

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

本事業におきましては、市内企業の参画が必要不可欠であると考えており、事業者の募集における参加資格要件において、設計、施工、工事監理及び維持管理の業種ごとに１社以上の市内企業の参画を参加資格とすることなど、できるかぎり市内企業が参画できるよう検討を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、災害時の避難所ともなります各学校体育館への空調設備の設置について、児童生徒や避難者等の熱中症対策として、着実に完了させるとともに、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

質疑： 五条　陽子　議員（無所属）

議案第 110 号 令和7年度高松市一般会計補正予算（第5号）中、
小・中学校体育館空調設備設置事業費、債務負担行為 79 億 9,205 万 5,000 円について
(1) 市立小・中学校体育館は避難所としても使用計画がなされているが、停電時対応として自家発電装置の設置は検討しているか

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

ライフラインが寸断された際に、外部から発電機やプロパンガスを持ち込み、接続することで空調設備が稼働できるよう、機器の導入を検討しているところでございます。

(2) 国の補助金の活用予定はあるか。また、物価高騰による追加経費の見込み

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

財源は、国の空調設備整備臨時特例交付金や緊急防災・減災事業債の活用を検討しており、本市の負担を削減できるよう財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、物価高騰による追加経費の見込みについてでございますが、本事業の空調設備設置工事費につきましては、工事期間３年間の物価高騰を予測し、事業費を見込んでおりますが、設置後の維持管理経費につきましては、令和２６年度までと長期にわたりますことから、予測以上の物価変動が生じた場合には、対応することとしております。

(3) 市立小・中学校体育館の耐震性や老朽化対策

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

平成２７年度までに全ての小・中学校の校舎・体育館の耐震化を完了し、令和元年度には、天井等の落下防止対策も完了しております。

また、本事業においては、屋根の老朽化対策及び断熱性の確保のため、屋根断熱カバー工法の採用を検討しているところでございます。

(4) 空調設備を設置した後に、建て替えや学校の統廃合が見込まれる施設はないか

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

現在のところ、学校施設長寿命化計画において、体育館の建て替え等の計画はございません。

(5) 新型コロナウイルス感染症まん延期と同様に、外気との換気機能を備えた空調設備の導入を検討しているか

◎　一原教育局長（学校施設整備室　担当）

本事業におきまして、空調設備とは別に、換気設備を設置することを検討しているところでございます。

教育委員会といたしましては、災害時の避難所ともなります各学校体育館への空調設備の設置について、児童生徒や避難者等の熱中症対策として、着実に完了させるとともに、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

《１２月１２日（金）》

一般質問： 藤沢　やよい　議員（日本共産党議員団）

２ 学校給食の無償化について

(1) 小学校・中学校の給食費無償化を実施した場合の予算はそれぞれどのくらい必要か

◎　一原教育局長（保健体育課　担当）

本年６月の定例会で補正予算の議決をいただきました、現在の食材費から算出しますと、市立小学校で１３億円程度、市立中学校で７億円程度を要すると見込まれるものでございます。

(2) 国の動向を踏まえ、本市において来年度から小学校の給食費を無償化する考え

◎　大西市長（保健体育課　担当）

御質問にもございますように、現在、国において、小学校の給食費無償化に向け、国と地方の財政負担も含めた制度設計が議論されていると伺っておりますが、現時点におきましては、いまだ、自治体に対し、制度の詳細が示されていない状況でございます。

そのため、今後、国による制度設計の詳細が判明次第、早急に対応を検討してまいりたいと存じます。

また、中学校も無償化する考えについてであります。

学校給食費は、国の責務として、全国一律の無償化や負担軽減に取り組むべきものであると存じておりますが、先ほども申しあげましたとおり、現在、国と地方の財政負担について議論されているところでございます。

私といたしましては、本市における中学校の給食費保護者負担の在り方を検討するに当たり、まずは、小学校の給食費無償化に関する国の動向を注視してまいりたいと存じます。

一般質問： 五条　陽子　議員（無所属）

３ 中学校部活動の地域展開について

(1) 地域展開のための手続

具体的展開の中身が示されず、実施期限だけが間近に迫る中、 現場への無責任な丸投げではないかとも思えるが、教育長見解

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、部活動の地域展開に向けて、令和４年度からモデル事業の実施や教員・生徒・保護者へのアンケート調査の実施、部活動地域移行支援コーディネーターによる調査・研究等を踏まえ、「高松市地域部活動検討委員会」において、これまで８回にわたり議論を行ってきたところでございます。

こうした中で、生徒数の減少や生徒のニーズの多様化、教員の長時間労働等の課題に対応するため、これまでの部活動の在り方を見直し、持続可能な仕組みとなるよう、９年９月から平日・休日ともに地域クラブ活動を開始することとしたところでございます。

御質問にもございますように、部活動の地域展開に当たりましては、制度設計に関する重要事項が多くございますので、現在、関係機関や関係団体と連携しながら、順次整理を進めているところでございます。

今後は、文部科学省から示される予定の、地域クラブ活動の推進等に関するガイドラインを踏まえた準備を着実に進め、円滑な部活動の地域展開を実現してまいりたいと存じます

(2) 早急に求められる新たな体制づくり

① 組織作り、指導者選定、配置計画、地域クラブ指導者の旅費・日当・報酬・コンプライアンス等研修の取扱い、けがや事故、災害時の対応や補償はどのようになるのか

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、部活動の地域展開を進めるに当たり、今後の具体的内容につきましては、諸課題の解決に向け、校長会や「高松市地域部活動検討委員会」において、整理・検討しているところでございます。

② 事業推進の責任の所在はどこになるのか

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

部活動の地域展開に向けての事業推進に当たりましては、教育委員会が責任を持って進めてまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの健全な成長と機会の公平性を確保するために、地域と学校が緊密に連携し、子どもたちが安心して活動できる環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

(3) 中学校部活動の地域展開に向けた支援
「年度内に全庁的な組織を立ち上げる」とは、具体的に、どのような体制をとるのか

◎ 大西市長（保健体育課　担当）

部活動の地域展開は、大きな制度改革でございますことから、様々な関係部署が連携しながら、諸課題に当たっていく必要がございます。

また、地域クラブ活動は、既存の部活動にあるスポーツ・文化芸術活動だけでなく、多様な活動の創出が期待されているものと存じます。

このため、教育委員会や限られた部署だけでなく、本市全体で取り組む必要性を、先月開催した総合教育会議において、改めて認識した次第でございます。

本市といたしましては、今年度中に庁内連絡会を立ち上げ、全庁的な組織体制をとることで、次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支える、持続可能な体制を整えてまいりたいと存じます。

《１２月１５日（月）》

一般質問： 北谷　 悌邦　議員（自由民主党清新会）

２ スタートアップの育成について

⑵ 宇宙産業についての出前授業等により、子どもたちが宇宙への関心を高め、地元企業の挑戦について知ることで、シビックプライドの醸成につなげる考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

子どもたちが、地域に根付いた産業だけでなく、宇宙産業のような最先端の産業が市内に誕生していることについて知ることは、シビックプライドの醸成につながることはもちろんのこと、キャリア教育の観点からも、大変意義のあることと存じます。

市立小・中学校では、地元企業の方や芸術家等をゲストティーチャーとして招き、体験的な学習を行うなど、各分野への興味・関心を高める取組を行っており、宇宙産業等の新しい分野につきましても、学習機会の提供が期待されるところでございます。

教育委員会といたしましては、子どもたちに地域への愛着や誇りを育んでいけるよう、夢を描きながら地元で活躍する人と出会う、教育機会の創出に努めてまいりたいと存じます。

一般質問： 米田　優　議員（市民フォーラム２１）

４ 市役所経営について

（1）小・中学校の教育を充実させることで、「選ばれるまちづくり」を目指す施策についての所感

◎　大西市長（総務課　担当）

人口減少やグローバル化、デジタル技術の急速な進展など、子どもを取り巻く環境が急激に変化する中で、本市の魅力を高め、誰もが訪れたい、住みたいと思える、選ばれるまちとなるためには、御質問のとおり、小・中学校の教育の充実も重要な施策の一つであると存じます。

このため、本市では、「第７次高松市総合計画」におきまして、「個性を伸ばし、一人ひとりが輝く教育の充実」を政策の一つに掲げるとともに、教育に関する分野別計画である「第３期高松市教育振興基本計画」に基づき、教育施策の推進に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、ふるさとへの愛着や誇りとしてのシビックプライドの醸成を始め、本市の各種教育施策が、より充実し、特色のあるものとなることで、単身赴任者が家族を引き連れて赴任するようになるなど、選ばれるまちづくりにつながるよう、教育委員会と十分に連携を図ってまいりたいと存じます。

５ 小学生の朝の居場所づくりへの考えについて

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

地域全体で子どもを見守り、安心して過ごせる環境を確保するため、こども家庭庁において、子どもが居場所を見つけることのできる社会の実現を推進していることは認識いたしております。

一方で、御指摘のとおり、学校を子どもの朝の時間の居場所として活用することは、開門時刻を早めるなど、教職員が早朝から対応することになり、教職員の時間外在校等時間の増加が懸念されるところでございます。

また、子どもの事故やトラブル等を防ぐための人的・物的な環境整備についても多くの課題があるものと存じます。

教育委員会といたしましては、子どもの居場所づくりの重要性を踏まえつつも、学校現場の負担増につながる取組については慎重に検討するとともに、他都市の取組等を注視してまいりたいと存じます。

一般質問： 春田　敬司　議員（公明党議員会）

4 子どもの育ちを支援する学校図書館の更なる充実について

(1) 太田南小学校の「図書室の中にある学校」の取組への所感

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

太田南小学校では、令和５年度から「図書室の中の学校」をテーマに、いつでも、どこでも、誰でも本に触れることができる環境を整え、本との出会いを通して、「人」「もの」「こと」に豊かに関わり、学び続ける子どもの育成を図っております。

子どもたちが、本を読むスペースに設置する椅子の制作に挑戦したことや、地域や保護者の協力に加え、専門家や大学生とも連携して校内の改装や環境整備が行われたことで、子どもたちが当たり前のように本を手に取り、思い思いのスタイルで本の世界に没入する姿が見られるようになっていることに感銘を受けたところでございます。

子どもたちの主体性を育みつつ、社会に開かれた学校づくりを進めた、太田南小学校の取組を一つのモデルとして、各学校が創意に富む学校図書館運営を推進していくことを期待しております。

(2) 高松市版・学校図書館活用スタンダードを作成する考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市におきましては、「第６次高松市子ども読書活動推進計画」の中で、市立各学校における子どもの読書活動の指標を定めており、多くの学校で読書活動の推進は、学校経営の目標の一つとなっております。

また、学校図書館を活用した学習指導につきましては、各学校が計画を立て、他校や研究団体の実践を参考にしながら創意工夫して取り組んでいるところでございます。

さらに、学校図書館指導員も、教員と連携して、教科等の学習内容に合わせた調べ学習用スペースの設置や関連図書の準備などに携わり、子ども主体の探究的な授業づくりに参画しているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校の特色や児童生徒の実態に即して作成している、年間指導計画等に基づき、学校図書館を活用した教育活動を一層充実させるよう、引き続き各学校を指導してまいりたいと存じます。

(3) 学校図書館指導員の専門性を支援する組織的基盤の充実への考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

現在、学校図書館指導員の資質・能力の向上を図るために、初任者を対象とする研修を含む、年間５回の研修を行っております。

今年度は、学校図書館指導員の要望に基づき、著作権を専門とする大学教授の講話や、絵本専門士の資格を持つ図書館司書による絵本の読み方や選び方など、読み聞かせに関する研修を開催し、参加者から高い評価を受けたところでございます。

今後とも、学校図書館指導員のニーズを把握し、その専門性を高める研修の充実を図ってまいりたいと存じます。

(4) 学校図書館指導員の活躍の場を広げる考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

現在、学校図書館指導員は、各学校の実態に応じて、様々な教育活動に参画し、「おすすめ図書の読み聞かせ会」の開催や図書委員会の活動など、教員とともに児童生徒の読書活動を支援しております。

また、多くの学校で、学校図書館が、心を落ち着かせたい子どもの居場所にもなっております。

教育委員会といたしましては、今後とも、学校図書館指導員が「チーム学校」の一員として、校内で専門性を発揮しながら様々な場面で活躍できるよう支援してまいりたいと存じます。

一般質問： 太田　安由美　議員（無所属）

1 多文化共生社会について

(2) 日本語指導教室の利用状況と専門人材の確保

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本年４月から、高松第一小・中学校内に、日本語初期指導教室「ひまわり」を開設し、本学校に通う来日後間もない児童生徒を対象に、集中的な指導を行っているところでございます。

「ひまわり」には、海外での日本語指導経験のある担当教員２名と日本語教育支援員３名を常時配置しており、現在、４名の児童生徒を対象に、毎日午前中３時間の指導を、３箇月から６箇月程度の期間行い、円滑に学校生活を送ることができるよう、支援しております。

教育委員会といたしましては、今後とも日本語初期指導教室の効果の検証と改善を行いながら、指導体制の確立を図るとともに、様々な研修の機会を通じて、指導に当たる教員の資質の向上に努めてまいりたいと存じます。

(3) 学校現場における多言語支援･母語支援の課題

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市におきましては、現在、市立小・中学校からの希望に応じて、児童生徒の母語に合わせ、中国語やタガログ語などが話せる１７名の日本語指導者を約９０名の児童生徒を対象に派遣しており、平仮名や片仮名の読み書き、日常会話などの指導を行い、学校生活への適応や授業の理解につながるよう取り組んでいるところでございます。

しかしながら、本市における日本語指導を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあり、指導の機会を十分に確保することが厳しい状況にあります。

また、今年度は、対象児童生徒の母語が１２言語に及んでおり、母語に合わせた日本語指導者の派遣が困難な場合も生じております。

教育委員会といたしましては、今後とも、翻訳機などの活用や、児童生徒の日本語習熟度に応じた別室での個別指導、授業における付き添い指導など多様な形態での指導・支援を行うことにより、日本語指導の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、児童生徒の母語に合わせた指導者の確保に努めてまいりたいと存じます。

（4）学校に関する情報を日本語を母語としない世帯に届ける工夫

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市におきましては、日本語を母語としない方が、子どもの就学を申請された際には、独自に作成した英語や中国語に対応している就学ガイドブックを基に、日本の教育制度や学校生活、学用品などについて、説明を行っているところでございます。

また、日本語指導者の派遣について案内したり、日本語が通じる支援者の連絡先を確認して、編入先の学校に伝えるなど、学校と本人・家庭との円滑な意思疎通が可能となるよう努めているところでございます。

教育委員会といたしましては､今後とも日本語を母語としない子どもやその保護者の状況に応じて、学校に関する情報を適切に伝えられるよう取り組んでまいりたいと存じます。

３ 精神障がい者の家族支援について

（4）義務教育の中で心の健康やストレスの対処をどのように学んでいるのか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

学校教育において、心の健康やストレスの対処につきましては、児童生徒の健やかな成長と、社会的な自立のために大変重要であり、現在、保健体育の授業等において、学ぶ機会を位置付けているところでございます。

小学校高学年では、自分の心の状態を理解し、悩みへの対処力を育てており、中学校では、ストレスや欲求に適切に対応する力を養うなど、心の健康を保つ方法について学んでおります。

また、本市では、今年度、香川大学メンタルヘルス研究プロジェクト制作の動画を市立小・中学校に周知し、児童生徒の学習に役立てており、周りの人に悩みを相談する大切さや、早期受診の重要性を伝えているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、子どもたちの心の健康を育み、健やかな成長を支えるための学習が推進されるよう、各学校を指導してまいりたいと存じます。

(5) 精神障がい者への理解を深めるために、高松第一高等学校ではどのような取組を実施しているのか

◎　小柳教育長（高松第一高等学校　担当）

高松第一高等学校におきましては、保健体育の授業において、生徒が精神疾患の症状や、その症状に気付くための知識を身につけるとともに、予防方法や相談機関などの適切な支援について学んでいるところでございます。

また、精神疾患に関する正しい理解を深められるように、香川県の「若年層向けの自殺予防・こころの健康づくり事業」を活用した、外部講師による、「こころの健康づくり」に関する講演会を実施しているところでございます。

今後におきましても、生徒が自分自身や家族、友人等の心の健康問題を察知し、早期に援助行動を促すことができるように、精神疾患に関する理解を深める教育に取り組んでまいりたいと存じます。

一般質問： 糸瀬　文史　議員（自由民主党清新会）

1 学校給食アレルギー対応について
アレルギー食材による誤食等を防止する考え

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、御質問にございますとおり、「高松市学校給食アレルギー対応委員会」において、市立小・中学校における食物アレルギーの対応状況の把握に努めており、事例ごとの発生状況や原因の分析を行い、対応策を検討するとともに、その結果を各学校へフィードバックすることで、再発の防止に努めているところでございます。

しかしながら、ヒューマンエラーによる誤食等の事故は、依然として発生しており、本委員会では、保護者が事前に家庭で行う、食材のアレルギーチェックが煩雑であることも、事故原因の一つであるとの御指摘を頂いているところでございます。

そのため、今後、一部の学校で試験的に、新たなアレルギーチェックの様式を利用した運用を行う予定としております。

教育委員会といたしましては、この取組の検証結果も踏まえながら、本委員会において、保護者による確認方法の見直しや、その他有効な事故防止策について検討し、今後、ヒューマンエラーによる誤食等の事故防止に努めてまいりたいと存じます。

一般質問： 山西　朋子　議員（市民フォーラム２１）

１ 子どもたちを守る包括的性教育と「生命（いのち）の安全教育」について

(2) 市立小学校における発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」又は性に関する指導の実施状況

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

市立小学校におきましては、県教育委員会が作成した「性に関する指導の手引き」や、文部科学省作成の「生命（いのち）の安全教育」の動画教材等を活用し、性に関する指導を実施しているところでございます。

小学校低・中学年では、男女の体の違いを知り、家族が大切に育ててくれた命を大切にする気持ちを育てるとともに、自分のプライベートゾーンを守ることや、相手のプライベートゾーンを見たり触ったりしないことなどについて学んでいます。

また、高学年では、体育の授業において、体の発育・発達について学習した上で、心と体には他者との適切な距離感が必要であることや、相手の気持ちを尊重した行動選択に加え、ＳＮＳで見えない人とつながることの危険性についても学んでいるところでございます。

(3) 子どもが「身を守る力」を本当に身に付けているのかの確認

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

「生命（いのち）の安全教育」については、性暴力に対して適切に対応する力を身に付けることを目的としており、授業においては、性暴力についての知識を習得するだけでなく、自分の体を見られたり、触れられることで嫌な気持ちになる場面について考え、具体的な対応方法を話し合う活動を行っております。

また、ワークシート等を活用し、各自が自分の身を守るための考えや、気付き等を文章でまとめる活動を取り入れることで、適切な対応への理解が深まったことを確認しているところでございます。

(5) 包括的性教育に関する保護者の理解促進のため、市立小・中学校においてどのような取組を行っているのか

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

市立小・中学校におきましては、授業参観等の機会を活用し、子どもと保護者が、性について共に学ぶ時間を持ち、家庭においても、親子で性について話すきっかけ作りを行っている学校がございます。

各学校での「生命（いのち）の安全教育」の取組につきましても、学習した内容を家庭に情報発信するなど、保護者との連携を図ることが重要であると存じます。

教育委員会といたしましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、個々の発達段階も考慮しつつ、子どもたちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な対処や行動ができる力を身に付けられるよう、今後とも、家庭や地域と連携を図りながら、包括的性教育を推進してまいりたいと存じます。

２ 多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実について

(1) 学校生活支援員の増員など、特別な配慮を要する児童生徒に対する支援体制の整備

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

本市では、学校生活における学習面や生活面で教育的支援が必要な児童生徒に対し、日常生活の介助や学習支援等を行う学校生活支援員を、昨年度より１０名増員し、令和７年度は１７５名を、市立小・中学校の実態に応じて配置することで、教育環境の充実を図っているところでございます。

また、学校の要望に応じて、特別支援学校の教員等による連携訪問や巡回相談を実施しておりますほか、大学教授や医師等を学校に派遣するなど、支援方法や支援体制づくりの充実に努めているところでございます。

今後とも、学校生活支援員の更なる確保に積極的に取り組むとともに、各種研修会等で、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、学校が児童生徒一人一人にとって安心して過ごすことができる居場所となるよう、努めてまいりたいと存じます。

(2) 不登校傾向児童生徒に対する校内サポートルーム（KSR）の設置状況と、KSR研究指定校の成果を踏まえた今後の方向性

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

本市におきましては、市立小・中学校２校で、県の研究指定を受け、校内サポートルーム（ＫＳＲ）に専任教員を配置しているほか、中学校で約９割、小学校で約４割の学校がＫＳＲのような教室を確保し、教職員の時間割等を工夫して、不登校児童生徒の多様化するニーズに応じた支援を行っているところでございます。

研究指定校事業のモデル校となった学校では、ＫＳＲ専任教員が児童生徒に寄り添い、学習活動の自己決定や少人数での交流活動を行う中で、学習意欲や生活習慣の改善が見られたと報告を受けております。

教育委員会といたしましては、国や県に対し、校内サポートルーム専任教員の配置の拡充を要望するとともに、モデル校の成果を更に広め、市内全体で支援体制の充実を図ってまいりたいと存じます。

３ 地域と学校が協働して行う学校運営について

(1)「地域に開かれた学校」における来校者への対応をどのように進めているのか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

市立小・中学校では、オープンスクールの開催や、地域の方を講師に招いて行う授業の実施、地域の方による見守りボランティア等、地域に開かれた学校づくりを進めているところでございます。

一方で、不審者の侵入等を想定した備えが必要であることも認識しており、各学校では、防犯対策を含む危機管理マニュアルを作成して、不審者侵入時の対応についての共通理解を図り、緊急事態への備えとしております。

具体的な取組といたしましては、来校者受付票の作成や保護者用名札の着用などにより、許可を得た来校者であることを確認したり、来校者に対し、教職員が努めてあいさつや声掛けを行うなど、様々なセキュリティ対策を講じているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、地域とともにある学校づくりを進めるに当たりましては、児童生徒の安全確保に努めるよう、各学校を指導してまいりたいと存じます。

(2) 保護者からのカスタマーハラスメントへの対応をどのように進めているのか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

近年、全国的に、学校や教職員に対する保護者や地域住民等からの過度な要求により、健全な教育環境の保持が困難となる事案があることは認識いたしております。

学校現場においては、保護者等からの意見や要望については、傾聴することを心掛け、担任と学年主任や管理職等が組織的に対応しているところでございます。

さらに、本市では、「高松市スクールロイヤー学校法律相談事業」を行っており、法的根拠に基づく助言を得ることで、法令等に沿った適切な対応につなげているところでございます。

教育委員会といたしましては、カスタマーハラスメントの問題の解決に向けて、警察・福祉等の関係機関や心理・法律の専門家等と連携するとともに、学校と家庭・地域が、それぞれの役割を踏まえて協働することで、日頃から良好な関係を築くよう努めてまいりたいと存じます。

《１２月１６日（火）》

一般質問： 中津　宏信　議員（公明党議員会）

２ 有機農業とオーガニック給食の推進について

(3) 学校給食の献立の中で、有機野菜の作付けの目標となる野菜の品目とロット数を、事前に有機農業者に示す考え

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、学校給食に地場産物を積極的に取り入れていくことを目的に、生産者や流通業者等の関係機関の方々と意見交換を行う「高松市学校給食地場産農産物活用推進検討会」を設置しております。

本検討会では、これまで、地元産の有機農産物の活用についても協議を行い、昨年度には、コストや数量の確保等、種々の調整が整いましたことから、有機ビーツを使用したところでございまして、今年度におきましても、２月に使用する予定でございます。

教育委員会といたしましては、有機農産物の更なる活用に向け、引き続き、関係機関との連携を密に図る中で、使用する農産物の品目や数量を示すことについて、検討してまいりたいと存じます。

(4) 自校方式の学校を有機農産物利用促進の「モデル校」とするなど、先行して取り組む考え

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

１日当たり約３４，０００食を提供する本市の学校給食に有機農産物を使用する場合、食材の規格や数量の確保などの課題がございますが、御提案の、モデル校における実施の場合、必要な食材の量が限定的であり、一定の実現可能性はあるものと存じます。

一方で、現在、青果については中央卸売市場を通じて一括で調達している中、モデル校用の有機農産物を個別に調達する場合、生産から納入に至るまで関係者による多くの調整を必要とするほか、一般的に高価である有機農産物の使用につきましては、学校給食費への影響も考慮する必要がございます。

教育委員会といたしましては、このような様々な要素を勘案しながら、今後、先ほど申しあげました検討会に、有機農業関係者の方にも参加していただくなど、より活発な意見交換を行う中で、課題の整理等を行ってまいりたいと存じます。

４ 自転車利用時の交通安全対策の強化について

(3) 自転車安全利用推進モデル校である高松第一高等学校の交通安全対策の状況、また、ヘルメット着用率の現状と今後の取組

◎　小柳教育長（高松第一高等学校　担当）

高松第一高等学校におきましては、交通安全対策として、交通安全のルールやマナーを周知・啓発するとともに身を守る意識を高めるために、毎年、警察と連携した交通安全教室を実施しておりますほか、御質問にございますとおり、生徒会と高松南警察署などが共同で啓発動画を制作いたしました。

本年３月に実施した交通安全教室において、全校生徒がこの動画を視聴し、交通ルールやヘルメット着用の重要性などについて再度学んだところでございます。

また、ヘルメット着用率の現状と今後の取組についてであります。

ヘルメット着用率については、モデル校となる前の令和５年度当初は約１０パーセントでしたが、今月の調査では約１５パーセントとなっており、少しずつではありますが、ヘルメット着用の意識が浸透してきているものと存じます。

今後におきましては、生徒会が主体となり、自発的なヘルメット着用を推進する方策について、検討を進めてまいりたいと存じます。

一般質問： 笹原　勝彦　議員（自由民主党清新会）

２ 学校給食について

（1）県産農水産物学校給食利用拡大事業の効果、及び継続して実施する考え

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、昨年９月から、「県産農水産物学校給食利用拡大事業」に取り組み、県の補助を活用して、香川県産の農水産物を積極的に利用した学校給食を提供しているところでございます。

その結果、今年度の学校給食における地場産物の使用率は、この事業を実施する前の令和５年度と比較して４．２パーセント上昇したほか、オリーブ牛やオリーブ豚といった付加価値の高い食材の使用回数が増加したことにより、地元食材に対する子どもたちの関心や認知度の向上にもつながっているものと存じます。

こうした効果に加え、物価高騰が長期化する中、学校給食の質や量の確保にもつながる取組であると存じますことから、教育委員会といたしましては、来年度以降の継続実施に向け、今後、県との協議を行ってまいりたいと存じます。

（2）子どもたちの給食への関心を高める工夫

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

本市では、学校給食を「生きた教材」として、市立小・中学校において食の重要性や伝統的食文化を学ぶ食育指導を行っており、給食の時間には、子どもたち自らが、その日に使用した食材の特長や献立内容を校内放送で紹介するなど、学校給食をより身近に感じられる機会を設けております。

また、人気メニューを取り入れた独自献立の作成や「高松産ごじまん品」の提供のほか、高松市ＰＴＡ連絡協議会が開催する「食べてんまいコンテスト」で、子どもたちが考案したレシピを次年度の学校給食の献立に採用するなど、様々な機会を通じて、学校給食に対する関心が高まるよう取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、将来、子どもたちが健康で健全な食生活を営むことができるよう、引き続き、学校給食を通じた食育の充実を図ってまいりたいと存じます。

一般質問： 多田　優子　議員（市民フォーラム21）

1 学校における防災教育について

(1) 防災ジュニアリーダーの育成

高松第一高等学校において防災意識の高い生徒を「防災ジュニアリーダー」として募り、能登半島地震などの被災地へ派遣し、現地研修を行う事業を創設する考え

◎　小柳教育長（高松第一高等学校　担当）

防災教育の目的は、「進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力」や、「災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力」などの「生きる力」を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成することであると存じます。

高松第一高等学校におきましては、防災教育として、避難経路の確認や大きな震災を想定した避難行動など、年２回の防災訓練を実施しております。

御質問にございます、学校独自の防災教育の取組として、被災地へ生徒を派遣し、現地研修を行うことは、事前・事後に多くの学習時間を要し、学校全体の行事や授業との調整が必要になることなど、種々課題がございます。

このようなことから、現地研修を行う事業の創設は困難でございますが、防災訓練において、被災地支援に従事された方のお話しを伺うなど、将来的な地域防災の核となる人材の育成につながるような防災教育に取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 学校における防災教育の充実

災害の語り部派遣を活用することで、学校における防災教育の一層の充実を図る考え

◎　小柳教育長（保健体育課　担当）

市立小・中学校におきましては、理科や社会科、保健体育科等の教科、総合的な学習の時間に、自然災害の仕組みを学んだり、自分の住んでいる地域の災害特性について、防災マップを活用して考えたりするなど、地域の実態に応じた防災学習を行っているところでございます。

その上で、児童生徒が災害の現実を十分に理解し、主体的に判断・行動する力を育むために、実際に被災された方々の体験を聴くことは、教科書や映像では得られない説得力があり、子どもたちの防災意識や行動変容につながる有効な手段であると存じます。

教育委員会といたしましては、児童生徒が自ら考え判断できる防災教育の充実を目指し、まずは、語り部派遣を実施している自治体の取組を調査してまいりたいと存じます。

一般質問： 松熊　秀樹　議員（自由民主党清新会）

1 教育委員会への危害予告と緊急時の情報伝達体制について

(1) 危害予告情報を、どのように学校、保護者に伝達しているか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市では、児童生徒に対する危害予告情報を把握した際には、必ず警察と連携し、事案の緊急性、信憑性等について総合的に判断した上で、市立各学校に対応を依頼しております。

また、保護者への情報提供が真に必要であると判断した場合には、学校から保護者へ一斉に電子メール等により伝達する体制を整備しているところでございます。

(2) 想定外の事案やSNSによる拡散への備えとして、緊急時の情報伝達体制の現状

◎　小柳教育長（少年育成センター　担当）

本市では、誘拐のほか、刃物で切りつける事案など、児童生徒に危害が及ぶ緊急を要する重大事案が発生した際には、香川県警察本部など関係機関と情報共有を行い、市内小・中学校や関係各課を始め、全市域又は特定の校区の対象となる保護者に対して、必要に応じて、直接、電子メールで一斉に送信する体制を整備しております。

また、毎年、管理職研修会におきまして、重大事案が発生した際の情報伝達体制を体系図化した資料を用いて、具体的な対応方法を周知しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、緊急を要する重大事案が発生した際には、関係機関との連携を密にし、各学校や児童生徒の保護者等に対して、迅速かつ適切な情報共有に努めてまいりたいと存じます。

２ 教職員の人事権について

(1) 現在の香川県教育委員会との連携の在り方について、課題や改善の余地があるとすれば、それはどのような点か。また、今後の協議や連携強化に向けた展望

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

現行制度において、公立小・中学校の設置及び運営に関する権限、及び、そこに勤務する教員の服務監督権は市町村が有しておりますが、教員の任免及び異動などの人事権につきましては、都道府県と政令指定都市の教育委員会のみに認められているところでございます。

このようなことから、本市の実情に応じた教職員配置とする点が課題であると存じております。

また、今後の協議や連携強化に向けた展望についてであります。

今後とも県教育委員会から示される人事異動の基本的な考え方に沿って、各学校の課題解決が図られるよう、県教育委員会と一層連携を密にしてまいりたいと存じます。

(2) 将来的に教職員の人事権を市が保有する考え

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

都道府県が条例等で特例を定めることにより、人事権を市町村へ移譲することも可能であるとされておりますが、実現に向けては、県や県内各市町との合意形成が不可欠であると存じております。

教育委員会といたしましては、国の動向や先進的な取組を注視しつつ、人事権の移譲については今後研究してまいりたいと存じます。

３ 通級指導教室について

(1) 通級指導教室の設置校数、利用児童、生徒数の現状とその推移、また、今後の見込みについて、市としてどのように把握しているか

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

本市の通級指導教室につきましては、県教育委員会と連携し、令和６年度に設置校１校、担当者４名、７年度に１校、１名を増配置するなどの拡充に努めており、現在は小学校７校と中学校２校に、計１３名の担当教員を配置しているところでございます。

本教室を利用する児童生徒数は、７年１１月末現在で、１６７名でございまして、５年前と比較し、２倍以上となっております。

また、今後の見込みについて、市としてどのように把握しているかについてであります。

本市におきましては、児童生徒の実態を正確に把握するため、毎年、特別な教育的支援が必要な児童生徒に関する調査を実施しており、その調査の中で、次年度に通級指導教室の利用が必要な児童生徒数についても把握しているところでございます。

(2) 今後ますます多様化する支援ニーズに対応していくために、専門教員の育成、通級拠点の拡充、ICT等の活用による遠隔支援なども含めた、体制強化に向けた市の方針

◎　小柳教育長（総合教育センター　担当）

御指摘のとおり、発達障害を含む多様な教育的ニーズへの対応は、今後ますます重要になると認識しております。

教育委員会といたしましては、通級拠点の拡充を図るため、今後も県教育委員会に教員の配置について要望するとともに、専門性の高い教員の育成及びＩＣＴの効果的な活用に引き続き努めますほか、福祉や医療などの専門機関等との連携を深めることで、誰一人取り残さない、きめ細やかな支援体制の充実を図ってまいりたいと存じます。

一般質問： 妻鹿　匡登　議員（自由民主党清新会）

３ 保護者によるカスタマーハラスメントについて

（1）保護者からのカスタマーハラスメントに対する認識と、学校の対応はどのようになっているのか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

近年、全国的に、学校や教職員に対する保護者や地域住民等からの過度な要求により、健全な教育環境の保持が困難となる事案があることは認識いたしております。

学校現場においては、保護者等からの意見や要望については、傾聴することを心掛け、担任と学年主任や管理職等が組織的に対応しているところでございます。

また、対応に正確を期すため、録音機能付き電話を設置し、双方の心理的な安全確保を図っております。

（2）教職員を守る仕組みづくりについて今後どのように検討していくのか

◎　小柳教育長（学校教育課　担当）

本市では、教育委員会が学校からの相談に対応しており、事案に応じて、スクールロイヤーを活用し法的根拠に基づく助言を得ることで、法令等に沿った適切な対応につなげているところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校に対して保護者や地域の方々との良好な関係づくりを促すとともに、今後、カスタマーハラスメントの問題解決に向けて、他都市の先進事例を研究してまいりたいと存じます。

報告事項3　資料

令和7年度　学校訪問の実績報告

■　校種別訪問校数(※(　)は分校　外数)

(校)

	教育長				教育委員				学務係				給食係		
	小	中	一高	合計	小	中	一高	合計	小	中	一高	合計	小	中	合計
令和元年度	47 (1)	23 (1)	1	71 (2)	17	7	1	25	2	2	0	4	3	10	13
令和2年度	47	23 (1)	1	71 (1)	16	7	1	24	2	2	0	4	9	4	13
令和3年度	47 (1)	22 (1)	1	70 (2)	9	3	1	13	2	1	0	3	4	3	7
令和4年度	47	22 (1)	0	69 (1)	17	7 (1)	0	24 (1)	2	1	0	3	5	6	11
令和5年度	47 (2)	22 (2)	1	70 (2)	15	6	1	22	2	1	0	3	5	4	9
令和6年度	47 (2)	22 (2)	1	70 (2)	16	6	1	23	1	1 (2)	0	2 (2)	9	9	18
令和7年度	47 (2)	22 (2)	1	70 (2)	15	6	2	23	2	1	1	4	4	5	9

※令和4年度　教育長は、学校訪問とは別に、訪問

■　月別訪問校数と訪問指導主事等数(※〈　〉は、初任・1経指導者　外数)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	
学校数 (分校を含む)	14	10	10		9	20	9	72	(校)
指導主事 (延べ人数)	79 〈10〉	63 〈14〉	61 〈12〉		58 〈28〉	112 〈36〉	57 〈15〉	430 〈115〉	(人)

■　市長訪問校数

(校)

年度	小	中	年度	小	中	一高	年度	小	中
平成21年度 (訪問開始)	6	0	平成27年度	2	0		令和3年度	0	2
平成22年度	9	0	平成28年度	3	3		令和4年度	0	3
平成23年度	11	0	平成29年度	2	3		令和5年度	3	0
平成24年度	7	0	平成30年度	3	3		令和6年度	1	2
平成25年度	8	0	令和元年度	0	3	1	令和7年度	2	1
平成26年度	3	0	令和2年度	3	6				

※令和4年度の訪問をもって休校を除く全小中学校への訪問完了。(令和5年度新設五色台分校を除く)